

Second Intercollegiate Negotiation Competition

Newsletter Vol.2, No.2(2003)

皆さん準備は順調に進んでおられますか？寒くなってきたので、風邪をひかないように気をつけてください。

本号では、組合結果についてのお知らせ、質問へのお返事等をご案内しています。

各大学の代表の方は、チームのメンバーへの周知徹底を宜しく御願ひ致します。また、質問への回答内容や問題・規則の修正等に関する情報等、重要な情報をホームページ上にも掲載しますので、定期的にホームページを確認するようにしてください。

本来であれば、ニュースレターの英語版も作成しなければならないのですが、残念ながら手が回りません。問題や規則の重要な変更点をまとめたものを英語で作成したいとは考えていますが、それまでの間は、大変申し訳ありませんが、各大学で対応してください。

1. 参加大学

最終的な参加大学、参加チームは以下のようになりました。

東京大	日本語2、英語 1	15名
京都大	日本語 1	5名
大阪大	日本語2、英語 1	17名
名古屋大	日本語 1、英語3	29名
九州大	日本語 1	8名
同志社大	日本語 1、英語 1	16名
中央大	日本語3	15名
上智大	日本語3、英語2	25名

2. 組合通知

組合せについては11月4日夕方にホームページ上で公開しました。

各大学毎の参加チーム数が異なるため、組合せは運営委員会が以下の方針で作成しています。

- ①各大学はレッドまたはブルーの一方のみを担当する。一つの大学でチームによってレッドとブルーが分かれたり、ラウンド A とラウンド B でレッドかブルーかが変わるようなことはしない。
- ②同じ大学のチーム同士は対戦しない。
- ③ラウンド A とラウンド B は異なるチームと対戦する。但し、異なる大学との対戦までも保証するわけではない(英語では、阪大と上智2が A, B とともに名大と対戦しますが、参加チーム数が限られているためにやむを得ません)。
- ④審査の公平を期すため、各大学(日本語、英語の全てのチームを合わせて考えた場合)がなる

べく多くの異なる大学と対戦するようにする。

⑤チーム構成員の人数や学年は考慮しない。

3. 秘密情報

- ・ 秘密情報を各大学の教員宛に郵送しています。東京大学はフット教授、名古屋大学は久保田教授にお送りしています。
- ・ 秘密情報の内容は他大学には決して伝えることのないようにしてください。また、規則により事前の他大学との交渉は禁止されています(規則14①)。

4. 質問に対する回答

- ・ これまで、問題や規則に関して色々と質問を頂戴していますが、以下のとおり回答します。似たような質問はまとめて回答しています。質問したにもかかわらず、回答していないものは運営委員会として、回答する必要がないと考えたものです。そのような運営委員会の判断に疑問がある場合には、改めて質問してください。
- ・ また、質問期限は規則により11月7日(金)となっておりますが、秘密情報の送付が遅れたため、質問期限を11月12日(水)午後18時に延長します。なるべく早めにご連絡ください。

○ 問題に関する質問

1. アービトリア国、ネゴランド国の位置関係を教えてください。

→アービトリアはヨーロッパの一国、ネゴランドはアジアの一国です。

2. ブルー社とレッド社との間の養毛剤などその他製品の取引では、契約書が作成されていたのでしょうか？電話やファックスによる契約は行われていたのでしょうか？

→養毛剤の取引等は両社のスタンダード・フォーム(A4版1枚裏表程度ファックスでやりとりすることで行われたり、急ぐ場合には電話で行われたりしたこともありました。ブルー社とレッド社との間には基本となるJV契約があることもあり、取引の形態については臨機応変に対応してきました。

3. ブルー社は、自社インフルエンザ薬について自国内では、自社販売をおこなっていたのでしょうか？

→通常のインフルエンザ薬についてはアービトリア国内でも自社販売を行っていました。しかし、X型、新X型は当初、ネゴランド国に特異な型であると考えられており、2003年冬にアービトリア国で流行するまでは、ネゴランド国以外での流行はないというのが信頼できる客観的な予測であったため、X型・新X型用のインフルエンザ薬については、当初から自社販売を行う予定はありませんでした。

4. アービトリア国では2003年冬のインフルエンザを予測できたのでしょうか？

→アービトリア国における2003年11月に入るまで、アービトリア国におけるインフルエンザ新X型

の流行を予測した者は誰もおらず、後日、各種の機関が同国におけるインフルエンザ新 X 型の流行を予測できなかったことはやむを得ないとの信頼できる調査結果が発表されています。

5. 日本語問題文5頁9. 下から4行目では「レッド社からの再三の要求にもかかわらず～」とされていますが、別紙6と別紙7の間の期間(11月17日～12月15日の間)にブルー社とレッド社との間にどのようなやりとりがあったのですか？

→11月17日から12月15日の間には、レッド社からは別紙6と同内容の要求がなされ、ブルー社からは別紙7と同内容の連絡がなされるということが4～5回ありました。すなわち、レッド社は25万ケースの納品の要求を繰り返しました。11月末日を過ぎた後は、速やかに納品することを要求しました。これに対しブルー社は、アービトリア国内の流行の状況(同社製品の効果から、死者の発生は食い止められたが、依然として流行が続いていたこと)、政府からの指導により輸出できないことを伝えました。ブルー社からレッド社に対しては、もしブルー社が政府の指導に従わない場合には100億円の研究助成が中止される可能性が高いことも伝えられました。この研究助成を欠いた場合、ブルー社は新製品の研究開発で他社に大きく遅れを取り、特にバイオテクノロジー関連分野からの撤退も含めた極めて深刻な事態に陥る可能性が高いことも伝えられていました。

また、11月20日頃には、ブルー社の調査によればアービトリア国内の需要が35万ケースを超えることはないことが明らかとなったため、5万ケースのネゴランド国向け輸出の許可を政府に求めました。しかし、政府の姿勢は慎重で、5万ケースについても国内の緊急事態に備えるために国内で備置せよとの政府の姿勢に全く変化がないこともブルー社からレッド社に伝えられていました。12月末になり、ブルー社の増産体制が整ったことを理由に政府が輸出を認めるまで、そのような政府の姿勢に変化はありませんでした。

この他、本コンペティションとの関係で重要な内容がやりとりされた事実はありません。

6. 問題文(日本語)6頁に登場する「他社」とはどのような会社ですか？

→アメリカ法人であり、ブルー社と競って国際市場で活躍している製薬会社です。

7. ブルー社がレッド社に納品した10万ケースのインフルエンザ治療薬の使用期限はいつまでだったのでしょうか？

→使用期限は2004年3月でした。期限までに売れない場合には廃棄処分せざるを得ないということはレッド社、ブルー社の共通の理解でした。

8. レッド社とブルー社との間のインフルエンザ薬の売買契約の支払、運送方法はどのようなものでしたか？

→レッド社の後払い送金です。なお、運送には航空機を利用しており、出荷から納品までは通常2日で可能です。

9. なぜ契約書だけ英語なのですか？(日本語チーム専用)

→国際取引の慣行に従ったものであり、ここで英語を用いていることは本コンペティションにおいて重要な意味を持ちません。

10. イエロー社の取得した特許に関する別途の契約はありますか？

→問題(秘密情報を含む。以下同じ)で記載された以外、本コンペティションで考慮すべき契約はありません。

11. イエロー社の研究員の出身はどのようなものですか？

→レッド社出身者45名、ブルー社出身者5名です。

12. 研究成果としては、本文中に記載のある特許以外にどのようなものがありますか？

→問題で記載された以外、本コンペティションで考慮すべきものはありません。

13. ブルー社はレッド社が提供した施設等が予想以上に老朽化しており「契約に違反した」としています。また、「レッド社はもっと優秀な研究者を派遣するべきであった」ともしています。イエロー社設立後に、ブルー社はレッド社に対して人員・施設の提供等に関する新たな要求をしたのですか？要求があったとして、レッド社はそれに応えたのですか？

→これらの不満について、ブルー社からレッド社に対して文書による抗議がなされたことはありませんが、イエロー社の経営について議論するなかで、建物・設備の老朽化は問題とされ、ブルー社から長期借入金 2,500 百万円を借り入れて、新たに不動産・機械・装置を一新しています。この借入金の清算時残高は 1,800 百万円(一部返済された)、不動産・機械・装置の簿価は 1,800 百万円で(減価償却したもの)。

14. イエロー・ファーマシー社設立の際の契約書はありますか？

→別添1の契約書以外に本コンペティションで考慮すべきものはありません。

15. イエロー・ファーマシー社の財務諸表や経営状態は分かりますか？

→分かりません。但し、イエロー・ファーマシー社の株式の価値についてのイエロー社の貸借対照表上の簿価は、イエロー・ファーマシー社の価値を適切に反映しており、簿価＝時価と考えてください。

16. イエロー社財務諸表中の3カ所ある「その他」には、それぞれ具体的にどのようなものが挙げられますか？

→本コンペティションで考慮すべき重要なものはありません。

17. イエロー社の財務諸表「資産の部」の「不動産」「機械・装置」「製品」は額面通りに売却できるのでしょうか？

→額面どおり売却できると考えて差し支えありません。

18. イエロー社従業員の給与水準はどのようなものでしょうか。

→平均して300万円程度で、ネゴランド国の平均水準を少し上回っています。

19. イエロー社設立時の出資は3:7であるとされていますが、業績悪化後、イエローファーマシーの株取得などの時点で動きはなかったのでしょうか？

→出資比率に変化はありません。

○ 規則についての質問

1. 規則6(8)関係

①ラウンドA(仲裁)の準備書面についても、ラウンドA事前メモ提出期限である11月25日(月)9:00までに提出しなければならないのでしょうか。

→問題における準備書面と規則6(8)の事前メモは同一の文書です。

②各ラウンドの事前メモ提出については英語チーム、日本語チームで同じ内容のものでよろしいのでしょうか。

→指定された言語によっていれば、内容は問いません。

2. 規則9関係

①主張を補強するために専門的鑑定などを実際に専門家に調査した上で立証のための資料としてもよいのでしょうか？

→反証の機会のない鑑定意見(証人調べは行わない)は証拠として扱いません。

②UNIDROIT 国際商事契約原則を日本語で利用する場合には何の訳を参照すればよいのでしょうか？

→本コンペティションで使用する UNIDROIT 国際商事契約原則本文の日本語訳は、曾野・廣瀬・内田・曾野「ユニドロワ国際商事契約原則」NBL754号66頁(2003)を公式訳としますので、この訳に従ってください。

③UNIDROIT 国際商事契約原則のオフィシャル・コメントを引用する場合には、資料の規定にならって、コピーを用意する必要があるのでしょうか？

→UNIDROIT 国際商事契約原則のオフィシャル・コメントについては、コピーを用意する必要はありません。従って、各チームは自チームで使用する分を必要に応じて用意するようにしてください。

3. 争点関係

① ラウンド A(仲裁)の争点1に関して、契約締結上の過失、不法行為は争点に含まれるのでしょうか？

→含まれません。

② ラウンド A(仲裁)の争点2に関して、UNIDROIT 国際商事契約原則6章2節のハードシップの適用の可否は争点に含まれるのでしょうか？

→含まれません。

4. 問題の訂正

問題を以下のとおり訂正します。

①5頁目9、一段落目下から2行目から、

旧「・・・FAX を送り、既に契約している10万ケースの確実な履行を求めるのに加え、15万ケースの追加注文を行った。」

新「・・・FAX を送り、25万ケースを11月末までに納品するように求めた」

②問題文(日本語)5頁の下から2行目

旧「・・・納品すべきかどうかを尋ねたところ、レッド社は別紙8の FAX で納品するよう指示した。」

新「・・・納品できるようになったことを伝えたところ、レッド社は別紙8の FAX で納品を指示し、ブルー社は直ちに納品した。」

③別紙2売買契約書

Article 7, Line 3 “the responsible control”→“the reasonable control”

以 上

編集・発行 インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション
運営委員会(NEGOCOMC) negocom@osipp.osaka-u.ac.jp
ホームページ:<http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/inter/index.html>